

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

別海町立上風連中学校

## いじめとは？ ～ 「いじめ防止対策推進法」では次のように定義されています

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



- ・一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- ・心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の行為も含む）
- ・行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

## 本校のいじめ防止に関する基本理念

本校では、いじめは全ての生徒に関係する問題であることを鑑み、どの生徒にも生じうるといふ緊張感を持ち、生徒が安心して学習や生活に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響などを理解するよう取り組みます。

いじめを受けた生徒被害者に非は無く、その生命及び心身を保護することが重要です。学校、家庭、地域、行政機関などの関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指します。

## いじめ防止のための取組

### （１）いじめの未然防止のための取組

- ① 自尊感情の育成に繋がる教育活動を推進します。
- ② 人とのかわり方や協働しあうことを身につけるスキルトレーニング活動を推進します。
- ③ 安心して学び、表現できる年間カリキュラムを作成し、成長を実感できる学習を推進します。
- ④ 言語活動で自己表現と相互の交流を工夫し、コミュニケーション力を育成します。

### （２）いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ①いじめの早期発見のため、次の手立てを講じます。
  - ア 定期的に質問紙等を活用し、実態調査を継続します。
  - イ 教育相談など、生徒からの聞き取り活動を定期的に継続します。
  - ウ 生徒理解ツール等を活用し、教職員の調査能力を高めあいながら、教職員全体で気にかかる案件を把握します。
- ②常設する相談体制を確立し、整備します。
- ③スクールカウンセラー、臨床心理士等の外部専門家を活用します。
- ④教職員の定期的な事例研修などの研修をすすめ、資質を向上させます。

- ⑤いじめが発生した際には、全教職員が一致団結して問題の早期解決をめざします。そのために、的確に役割を分担し組織的に対処します。被害者の身の安全を最優先し、加害者や傍観者に対して、毅然とした対処・指導を行います。
- ⑥被害者の心のケアをスクールカウンセラーや養護教諭を中心に的確に進めます。
- ⑦関係者の保護者との情報交換を密にし、学校側の取り組み状況を理解してもらいつつ、共に解決する立場に立ってもらえるように努めます。また保護者自体のニーズにも正対し、専門家の相談窓口などの利用も勧めます。

## いじめ対策組織

学校は、いじめ防止、早期発見、早期解決、事後のケアなどを実効的に行うため、「校内いじめ防止委員会」を設置し、組織的に対応します。

〔構成員〕 校長、(教頭)、教務主任、生徒指導主事、(学年主任)、当該学級担任、(養護教諭)  
※今年度は( )の配置はありません。

- 〔活 動〕
- ア いじめの早期発見に関すること(年2回の調査、教育相談など)
  - イ いじめ防止に関する取り組みに関すること
  - ウ いじめ事案の対応に関すること
  - エ いじめについての理解と啓発に関すること
  - オ 安心安全な環境づくりに関すること

## 不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口を設置していますので、気楽に相談願います。

令和7年度の相談窓口は、校長です。

連絡先 0153-75-7302 (上風連中学校)

その他にも相談窓口はいろいろあります。

北海道子ども相談支援センター 電話 0120-3882-56 (毎日24時間)  
メール [sodan-center@hokkaido-c.ed.jp](mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp)

根室教育局相談窓口 電話 0153-23-2715 (月~金 8:45~17:30)

子どもの人権110番 電話 0120-007-110 (月~金 8:30~17:15)